

2019年6月15日

六浦南コミュニティハウス利用確認事項

コミュニティハウスは地域の皆様の身近な生涯学習やふれあい交流の場として設置されたものです。また、六浦南コミュニティハウスは、運営委員会が計画した自主事業や地域の皆様・登録団体の皆様の様々な活動を行う場として利用されています。

利用者の皆様がお互いに気持ちよく活動できるよう、運営委員会では下記内容を確認事項としましたのでお知らせします。

記

I. 利用施設

<研修室>

- 1、午前、午後、および夜間5時以降の団体利用が可能です。
また、登録団体及び施設利用希望の状況により、研修室はAとBに分けて利用する場合があります。
・団体利用で中央の扉を閉めて利用する場合は、スタッフに申し出てください。
- 2、利用後の清掃は従来通りお願いします。机・椅子をかたづけられた場合、使用後はもとの状態に戻してください。
- 3、代表者、連絡者が異なっても構成員が同一の場合は、基本的に一団体とみなします。
- 4、調整会で2回予約した後、さらに利用したい日がある場合は、1回目の利用終了後に空があれば、当月分の追加申込みが1回できます。その後も、利用終了後毎に空があれば1回ずつ予約可能です。
- 5、調整会議後は、電話での仮予約はできますが、正式申込みがない場合は、他の団体の申し込みを受け付けます。

<サロン>

- 1、午前、午後の団体利用は可能ですが、市民図書を利用する人（地域の人、子ども達）が優先します。したがって、市民図書の利用に支障が出る場合は、団体利用をお断りする場合があります。
- 2、サロンは多数の人が利用するため、団体での使用後は清掃を徹底してお願いします。
- 3、サロンは土足禁止です。専用のスリッパをご利用下さい。

<和室>

- 1、午前、午後、および夜間5時以降の団体利用が可能です。
- 2、和室についても、調整会での申し込みは2回までとします。
- 3、1日（午前、午後）使用する団体は2回と数えますので、3回目以降使用する場合は、午後の利用が終了した時点で申込をしてください。
- 4、追加予約については、「研修室 4、5」に同じです。

II. 駐車場

○コミュニティハウスには駐車場がないため、車での利用は不可です。

学校からのご厚意で若干の駐車スペースが確保できる場合もありますので、荷物運搬等、特別な事情がある場合は、事前に館長にご相談ください。

- 1、一団体2台まで駐車可能な場合があります。お互いによく調整して乗り合わせするなど工夫をお願いします。

- 2、 駐車する際は、児童や他の利用者の安全に関しては、十分注意してください。
- 3、 駐車する場合は、事務所にある「臨時駐車証発行簿兼駐車場管理簿」に必要事項を記入の上「駐車証」を受けとり、車のフロントガラス等外から見やすい位置に掲示してください。
- 4、 駐車は基本的には奥から順番に入れていただきます。手前に駐車する場合は、あとから停める車の通路を確保するようにしてください。また、学校周辺での路上駐車は近隣に迷惑となるので厳禁です。

Ⅲ. その他

- 1、 団体登録は、年度ごとに更新しますので、更新手続きが行われない場合は、コミュニティハウスを利用することができません。
- 2、 研修室戸棚、更衣室の棚にある登録団体の用具等の保管は、登録団体自らが責任をもって行ってください。なお、整理等が不十分な場合、保管スペースが確保できなくなった場合は、登録団体の用具等の保管をお断りします。
- 3、 冷房温度は 28 度、暖房温度は 19 度に設定し、使用時期は冷房は 7 月から 9 月、暖房は 12 月から 3 月迄を原則とします。気候の状況によっては、期間を前後して利用を許可する場合があります。
- 4、 学校の敷地内とコミュニティ内は全面禁煙・禁酒です。また、飲食（昼食など）についても、原則として館内は禁止です。屋外またはピロティを使用してください。但し、屋外またはピロティが昼食等の場所として使用できないような状況である場合で、当日館内に食事可能場所が確保できれば、食事場所を提供しますのでご相談ください。（猛暑、厳寒、降雪、光化学スモッグ情報や熱中症予防情報を考慮）この場合、敷物・シートを利用し掃除の徹底をお願いします。
- 5、 施設・備品の破損等があった場合は、登録団体の負担となりますので、事務室に申し出てください。
- 6、 平日（授業のある）の駐車は、児童の安全には特に注意してください。学校の行事や授業の状況によっては、敷地内に車の入れない場合もありますので、車の利用をお断りする場合があります。
- 7、 施設の利用は、どの登録（利用）団体も、利用する曜日・時間帯等は保障されていません。原則的に、一ヶ月前の調整会において利用される曜日・時間帯が決まります。なお、施設の利用は、横浜市等の公的利用、学校教育等の児童事業、地域行事（自治会、町内会）、コミュニティハウスの事業が、登録（利用）団体より優先します。従って、1ヶ月前の調整会の後でも、登録（利用）団体利用予約の取り消しをしていただくことがありますのでご理解とご協力をお願いします。
 - 1) 調整会前に優先事業等が予定され、施設が利用できない場合
 - ・館内に「お知らせ」を掲示するとともに、ホームページにも情報を掲載し、全ての利用団体にお知らせするようにします。館内の「お知らせ」を参考にするか、ホームページにてご確認ください。
 - 2) 調整会後に施設が利用できなくなった場合
 - ・新たな優先行事・事業等で予約した施設が利用できなくなった場合は、該当する登録（利用）団体に連絡します。
- 8、 同じ登録団体が、午前・午後を通して利用する場合
 - ・午前と午後の責任者やメンバーが変わる場合は、一旦、鍵・駐車証・報告書等は、事務室に返却してください。午後は、改めて鍵・駐車証・報告書等を事務室より受け取ってください。